

## 公益社団法人愛媛能楽協会演能等助成金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、愛媛県内において能楽の公演等を行う団体に対し、予算の範囲内で公益社団法人愛媛能楽協会（以下「協会」という。）が演能等助成金（以下「助成金」という。）を交付し、もって愛媛県における能楽の普及と存続を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

**第2条** 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、法人又はその他の団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）が愛媛県内において実施する能楽の発表会、自主公演、鑑賞会等の事業とする。

(助成対象経費)

**第3条** 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費の総額とする。

(助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、助成対象経費の範囲内において理事会で定める額とする。

(助成金交付要望書の提出)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ愛媛能楽協会演能等助成金交付要望書（様式第1号）を協会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の内定)

**第6条** 会長は、前条の規定により助成金交付要望書の提出があったときは、理事会の議を経て、助成しようとする事業及び助成金の額を内定し、愛媛能楽協会演能等助成金交付内定通知書（様式第2号）を、助成金交付要望書を提出した者に送付するものとする。

(交付の申請)

**第7条** 前条の規定による通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、愛媛能楽協会演能等助成金交付申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(審査会への諮問)

**第8条** 会長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、申請に形式的な不備があるために却下する場合を除き、愛媛能楽協会演能等助成金交付審査委員会に対し、助成金を交付すべきかどうかについて諮問しなければならない。

2 会長は、前項の規定による諮問に対する答申を尊重するものとする。

(交付の決定)

**第9条** 会長は、助成金を交付すべきものと認めたときは、理事会の議を経て、助成金の交付を決定し、愛媛能楽協会演能等助成金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に送付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付の決定には、必要な条件を付すことがある。

(申請の取下げ)

**第10条** 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成金事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 助成金事業者は、前項の規定により助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による通知があった日から20日以内に、愛媛能楽協会演能等助成金交付申請取下書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により助成金交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成金事業の遂行)

**第11条** 助成金事業者は、第8条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた事業(以下「助成金事業」という。)を、交付の決定の内容(次条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって遂行しなければならない。いやしくも助成金を他の用途へ使用してはならない。

(計画の変更の承認)

**第12条** 助成金事業者は、助成対象経費の額を減額しようとするときは、あらかじめ愛媛能楽協会演能等助成金事業変更承認申請書(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第8条第1項の規定により交付の決定を受けた助成金の額に影響を及ぼさない範囲内で助成対象経費の額の50パーセント以内の額を減額する場合については、この限りでない。

2 第8条第1項の規定は、前項本文の場合について準用する。ただし、助成金事業者への通知は、次の様式によるものとする。

(1) 助成金の額を変更する場合 愛媛能楽協会演能等助成金変更交付決定通知書(様式第7号)

(2) 助成金の額を変更しない場合 愛媛能楽協会演能等助成金事業変更承認通知書(様式第8号)

3 前項において準用する第8条第1項の規定による変更承認には、必要な条件を付することがある。

(助成金事業の中止又は廃止)

**第13条** 助成金事業者は、助成金事業を中止し又は廃止しようとするときは、愛媛能楽協会演能等助成金事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

**第14条** 助成金事業者は、助成金事業の遂行状況について会長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(助成金事業の遂行等の命令)

**第 15 条** 会長は、助成金事業者が提出する報告等により、その者の助成金事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成金事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 理事長は、助成金事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成活動の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

**第 16 条** 助成金事業者は、助成金事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 1 月を経過した日までに、愛媛能楽協会演能等助成金事業実績報告書(様式第 10 号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

**第 17 条** 会長は、前条の報告を受けた場合は、これを審査し、その報告に係る助成金事業の実施成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、愛媛能楽協会演能等助成金の額の確定通知書(様式第 11 号)を助成金事業者に送付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

**第 18 条** 会長は、第 12 条の助成金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 1 項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。

(1) 助成金事業者が助成金を助成金事業以外の用途に使用した場合

(2) 助成金事業者が助成金事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合

(3) その他助成金事業者がこの要綱に違反した場合

2 前項の規定は、助成金事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

**第 19 条** 会長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成金事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。助成金事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも、同様とする。

(加算金及び延滞金)

**第 20 条** 助成金事業者は、第 17 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消され、前条前段の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

3 会長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成金事業者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産の管理等)

**第 21 条** 助成金事業者は、助成金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

**第 22 条** 助成金事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、別に定める期間内においては、会長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定による会長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、助成金事業者は、その収入の全部又は一部を協会に納付しなければならない。

(帳簿書類の備付け)

**第 23 条** 助成金事業者は、助成金事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを助成金事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(調査等)

**第 24 条** 会長は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成金事業者に対し報告をさせ、又は協会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 会長は、前項の規定による調査等により、助成金事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成金事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

(愛媛能楽協会演能等助成金交付審査会)

**第 25 条** 第 8 条第 1 項の規定による諮問に応じて助成金を交付すべきかどうかについて調査審議させるため、愛媛能楽協会演能等助成金交付審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員 4 人をもって組織する。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

(1) 玄人の能楽師

(2) 文化団体関係者

(3) 行政関係者

(4) 学識経験者

- 4 審査委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 5 委員長は、審査委員会の会議を主宰する。

(雑則)

**第 26 条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

会場費、出演者謝礼、出演者交通費、道具借上料、通信運搬費、役務費、需用費
--------------------------------------

様式第1号（第5条関係）

愛媛能楽協会演能等助成金交付要望書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     年      月      日                 </div>	
公益社団法人愛媛能楽協会会長 様	
要望者 住所（団体にあつては、所在地）	
氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
助成金事業の名称	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
事業の内容	
事業費総額	円
（助成対象経費）	（                      円）
希望する助成金額	円

注 事業計画書、経費内訳書及び収支予算書を添付すること。

様式第2号 (第6条関係)

愛媛能楽協会演能等助成金内定通知書	
年 月 日	
様	
公益社団法人愛媛能楽協会 会 長	
助成金事業の名称	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
助 成 金 額	円

様式第3号（第7条関係）

愛媛能楽協会演能等助成金交付申請書 年 月 日  公益社団法人愛媛能楽協会会長 様  要望者 住所（団体にあつては、所在地）  氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
助成金事業の名称	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
事業の内容	
事業費総額	円
（助成対象経費）	（ 円）
助 成 金 額	円

注 事業計画書、経費内訳書及び収支予算書を添付すること。

様式第4号 (第8条関係)

愛媛能楽協会演能等助成金交付決定通知書	
年 月 日	
様	
公益社団法人愛媛能楽協会 会長	
助成金事業の名称	
実施日時	
実施場所	
助成金額	円

様式第5号 (第9条関係)

愛媛能楽協会演能等助成金交付申請取下書	
年 月 日	
公益社団法人愛媛能楽協会会長 様	
要望者 住所 (団体にあつては、所在地)	
氏名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
交付決定年月日	
助成金事業の名称	
実施日時	
実施場所	
交付決定額	円
取下げの理由	

様式第6号（第11条関係）

愛媛能楽協会演能等助成金事業変更承認申請書 年 月 日  公益社団法人愛媛能楽協会会長 様  要望者 住所（団体にあつては、所在地）  氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）		
助成金事業の名称		
当初の交付決定年月日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事業費総額 （助成対象経費）	円 ( 円)	円 ( 円)
助成金額	円	円

注 変更後の事業計画書、経費内訳書及び収支予算書を添付すること。

様式第7号 (第11条関係)

愛媛能楽協会演能等助成金変更交付決定通知書	
年 月 日	
様	
公益社団法人愛媛能楽協会 会長	
助成金事業の名称	
当初の交付決定年月日	
当初の交付決定額	円
変更後の交付決定額	円

様式第8号 (第11条関係)

愛媛能楽協会演能等助成金事業変更承認書 年 月 日  様  公益社団法人愛媛能楽協会 会長		
助成金事業の名称		
当初の交付決定年月日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事業費総額 (助成対象経費)	円 ( 円)	円 ( 円)
助成金額	円	円

様式第9号（第12条関係）

<p>愛媛能楽協会演能等助成金事業中止（廃止）承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公益社団法人愛媛能楽協会会長 様</p> <p style="text-align: center;">要望者 住所（団体にあつては、所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）</p>	
助成金事業の名称	
当初の交付決定年月日	
助成金額	
中止（廃止）の理由	

様式第10号（第15条関係）

愛媛能楽協会演能等助成金事業実績報告書 年 月 日  公益社団法人愛媛能楽協会会長 様  要望者 住所（団体にあつては、所在地）  氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	
助成金事業の名称	
交付決定年月日	
実施年月日	
実施場所	
事業実施内容	
事業費総額	円
（助成対象経費）	（ 円）
助成金額	円

注 事業実績書、経費内訳書、収支予算書及び実施状況写真を添付すること。

様式第11号（第16条関係）

愛媛能楽協会演能等助成金の額の確定通知書	
年 月 日	
様	
公益社団法人愛媛能楽協会 会長	
助成金事業の名称	
交付決定年月日	
交付決定額	円
確定額	円